（熊本地震復旧対策研究室の設置期間の特例）

2　第九十五条の二の熊本地震復旧対策研究室は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四条第二項の規定に基づき、航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（岩沼研修センターに置く課） **第十五条**　岩沼研修センターに、次の二課を置く。 総務課 技術課	（岩沼研修センターに置く課） **第十五条**　岩沼研修センターに、次の三課を置く。 総務課 研修課 技術課
（総務課の所掌事務） **第十六条**　総務課は、岩沼研修センターに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　専門的な研修に係る計画に関すること。 九　専門研修生の入校及び退校並びに研修生活に関すること。 十　教材、教室及び図書館の整備に関すること。 十一　（略）	（総務課の所掌事務） **第十六条**　総務課は、岩沼研修センターに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） （新設） （新設） （新設） 八　（略）
（削る）	（研修課の所掌事務） **第十七条**　研修課は、岩沼研修センターに係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　専門的な研修に係る計画に関すること。 二　専門研修生の入校及び退校並びに研修生活に関すること。 三　教材、教室及び図書館の整備に関すること。
第十七条・第十八条　（略）	**第十八条・第十九条**　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（削る）	（国際観測企画官） **第十九条の三**　企画部に、国際観測企画官一人を置く。 2　国際観測企画官は、測量に係る国際観測に関する国際協力に係る事項の企画及び立案並びに総括に関する事務を整理する。
（サイバーセキュリティ推進官） **第三十八条の三**　地理空間情報部に、サイバーセキュリティ推進官一人を置く。 2　サイバーセキュリティ推進官は、命を受けて、国土地理院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）